



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和6年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和6年2月2日

事業名	マンションの適正な維持管理及び再生への支援		
予算額	令和6年度予算額 (前年度予算額)	7,845 千円 12,209 千円	(拡充)
取材先	都市計画部住宅課長 堀里 (電話 03-5273-3759)		

「マンション管理計画認定制度」の運用がスタート ～誰もが安心して住み続けられるまちを目指して～

新宿区は、マンション管理の適正化をより積極的かつ計画的に推進するため、「新宿区マンション管理適正化推進計画」を令和6年2月に策定します。

これに基づき、適正な管理計画を持つ分譲マンションを区が認定する「マンション管理計画認定制度」の運用を開始し、認定取得を支援・促進するための新規支援策を実施します。



1 マンション管理計画認定制度（令和6年2月運用開始）

(1) 認定を受けることの目的・効果

- ① 管理の適正化
 - ☞ 管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みの推進
 - ☞ 認定を受けたマンションについて、市場価値の向上
 - ☞ 周辺地域の良好な居住環境の維持向上
- ② (独)住宅金融支援機構による金利等の優遇
 - ☞ 『マンション共有部分リフォーム融資』 借入金利引下げ
 - ☞ 『フラット35』 借入金利引き下げ
 - ☞ 『マンションすまい・る債』 債権利率上乘せ
- ③ 長寿命化促進税制（固定資産税の減税措置）
 - 翌年度に課される固定資産税が1/2減免
(2回目以降の長寿命化工事を完了させた、一定要件を満たす認定マンション)

(2) 認定の要件

マンションの管理計画が一定の基準（以下の認定基準）を満たす場合に、区から適正な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます。

■ 管理計画の認定基準

（「新宿区マンション管理適正化推進計画」に定める16項目）

1. 管理組合の運営(3項目)
2. 管理規約(3項目)
3. 管理組合の経理(3項目)
4. 長期修繕計画の作成及び見直し等(6項目)
5. その他(組合員名簿・居住者名簿の具備及び定期的な更新)(1項目)

2 新宿区の管理組合向け新規支援策（令和6年4月開始）

管理計画認定の取得を支援・促進するため、新宿区では新規支援策を開始します。なお、既存の相談事業等も継続します。

新規

- 管理計画認定手続支援サービス手数料補助事業 **予算額 250千円**
「管理計画認定手続き支援サービス」の利用にかかる手数料（システム利用料および事前確認審査料）を補助します。
補助額：上限5万円

- 管理計画認定取得促進補助事業 **予算額 1,000千円**
管理計画の認定を受けたマンションで新たに宅配ボックスを設置する際にかかる費用を補助します。
補助額：補助対象経費の20%に相当する額（上限20万円）



- 長期修繕計画作成費等補助事業 **予算額 2,000千円**
長期修繕計画作成または見直しを専門家等に委託する費用を補助します。
補助額：補助対象経費の50%に相当する額（上限20万円）



既存

- マンション管理セミナー **予算額 247千円**
- マンション管理組合交流会 **予算額 210千円**
- マンション管理相談 **予算額 1,440千円**
- マンション管理相談員派遣制度 **予算額 1,281千円**